

介護老人保健施設とね重要事項説明書

令和 年 月 日

様

あなたに対する介護老人保健施設とね（以下「老健とね」という）が行う介護保険施設サービス・短期入所療養介護・通所リハビリテーションを提供するにあたって、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 5 条並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 119 条・第 8 条及び第 155 条・第 125 条の規定により、次の通り説明を致します。

この内容は、重要ですから、十分理解される様お願い致します。

説明者 支援相談員：

1 事業者の概要

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 事業者の概要 | 利根保健生活協同組合 |
| ② 主たる事務所の所在地 | 沼田市東原新町 1 8 6 1 番地 1 |
| ③ 代表者 | 大塚 隆幸 |

2 施設の概要

- | | | | |
|-------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| ① 名称 | 介護老人保健施設とね | | |
| ② 施設の所在地 | 沼田市東原新町 1 9 1 7 番地 1 | | |
| ③ 介護保険事業所番号 | 1 0 5 0 6 8 0 0 3 0 | | |
| ④ 管理者 | 都築 靖 | | |
| ⑤ 電話番号等 | 電 話 | 0 2 7 8 - 2 2 - 8 8 5 5 | |
| | F A X | 0 2 7 8 - 2 2 - 8 8 5 4 | |
| ⑥ 敷地 | 2, 9 8 0 m ² | | |
| ⑦ 建物 | 鉄筋コンクリート造 | 延床面積 | 3, 4 4 2 m ² |
| ⑧ 居室 | 1 人部屋 | 1 4 室 | 1 9 5 m ² |
| | 2 人部屋 | 2 室 | 4 4 m ² |
| | 4 人部屋 | 8 室 | 2 7 4 m ² |
| ⑨ 主な設備 | 機能訓練室 | 1 4 6 m ² | |
| | 食 堂 | 1 0 6 m ² | |
| | 談 話 室 | 2 6 m ² | |
| | 浴室（一般浴、機械浴） | 7 9 m ² | |
| | レクリエーションルーム | 7 1 m ² | |
| | 通所リハビリ専用ルーム | 3 5 7 m ² | |
| | その他 | 診察室、相談室、多目的室等 | |
| ⑩ 利用定員 | 入所（短期を含む）5 0 名、通所 6 0 名 | | |

3 施設・事業の目的及び運営の方針

目的

- ① 介護老人保健施設（以下「施設」という）は、要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練その他必要な医療及び日常生活上の世話をを行う事により、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすること及びその入所者の居宅における生活への復帰を目指すことを目的とします。
- ② 指定短期入所療養介護事業（以下「短期入所」という）は、要支援者・要介護者（以下「要介護者等」という）が居宅においてその有する能力の応じ、自立した日常生活を営むことができ

るように、短期入所療養介護計画等に基づいて、看護、医学的管理のもとにおける介護、機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、療養生活を向上させ、要介護者等の家族の身体的及び精神的負担を軽減することを目的とします。

- ③ 指定通所リハビリテーション事業（以下「通所リハビリ」という）は、要介護者等について、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことを目的とします。

運営の方針

- ① 老健とねは、利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立った介護保険施設サービス、短期入所療養介護及び通所リハビリテーション（以下「施設サービス等」という）を提供します。
- ② 老健とねは、利用者の生きてきた歴史を大切にし、その生活の継続性、及び自己決定権を尊重します。
- ③ 老健とねは、明るく家庭的な雰囲気を有するよう努めると共に、特に地域及び家庭との結びつきを重視し、積極的に地域との交流に努めます。
- ④ 老健とねは、市町村、地域包括支援センター、介護保険施設、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携を図ります。

4 職員体制

運営規程別表第1のとおりです。

5 通所リハビリの営業日及び営業時間

- ① 通所リハビリおよび介護予防通所リハビリ（6時間以上7時間未満）

営業日：月曜から土曜（1月1日から1月3日までを除く）ただし、場合によりこれ以外の日にもサービスを提供することもあります。

営業時間 午前8時15分から午後4時45分まで。ただし、利用者の選定により通常要する時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合はこの限りではありません。

- ② 通所リハビリおよび介護予防通所リハビリ（2時間以上3時間未満）

営業日：月曜から金曜（12月30日から1月3日までを除く）ただし、場合により、これ以外の日にもサービスを提供することもあります。

営業時間 午前8時15分から午後4時45分まで。但し、利用者の選定により通常要する時間を超えて行う通所リハビリの提供が必要と認められる場合はこの限りではありません。

6 施設サービス等の内容

運営規程第9条（サービス等の内容）のとおりです。

7 利用料等の額

別表第1のとおりです。

8 事故発生時の対応

- ① 老健とねは、事故発生時の対応システムについて、老健とね管理会議及び利根保健生協リスクマネジメント委員会で事故予防・対応マニュアルを定めるものとします。
- ② 老健とねは、利用者に対する施設サービス等の提供について事故が発生した場合は、直ちに管理者の責任において必要な措置をとると共に、利用者の家族等に連絡をします。
また、死亡事故その他重大な事故については、遅滞なくその概況を県及び市町村に報告します。
- ③ 事故が発生した場合は、管理者はその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。
事故に至らない出来事についても、同様とします。
- ④ 老健とねは、施設サービス等の提供により老健とねの責めに帰すべき事由によって利用者が損害を被った場合は、利用者が損害を被った場合は、利用者に対して速やかにその損害の賠償を行

います。また、利用者の責めに帰すべき事由によって老健とねが損害を被った場合は、利用者はその損害の賠償を求められることがあります。

9 要望及び苦情処理の体制

- ① 老健とねは、提供した施設サービス等に関し、利用者又はその家族から要望及び苦情があった時は、管理者の責任に於いて迅速かつ適切に対応し、その対応策を要望及び苦情を申し出た者に説明します。
- ② 要望及び苦情の受付責任者は、支援相談員とし、苦情の処理システムは、苦情処理委員会で定めます。
- ③ 利用者又は家族の要望及び苦情を受け付けるため、施設内各フロアに「虹の箱（ご意見箱）」を設置します。

2011 年 07 月 25 日改定
2013 年 08 月 06 日改定
2016 年 07 月 28 日改定
2019 年 05 月 13 日改定
2021 年 06 月 19 日改定
2024 年 04 月 01 日改定
2024 年 06 月 01 日改定
2024 年 08 月 01 日改定
2025 年 05 年 01 日改定
2025 年 09 月 01 日改訂

別表第 1 (7 利用料等の額関係)

老 健 と ね 利 用 料 金 表

I 介護老人保健施設へ入所する場合

I — 1 介護保健施設サービス費 (2 割負担の方は下記料金の 2 倍・3 割負担の方は下記料金の 3 倍)

区 分	項 目		金 額	備 考
基 本 料 金	(Ⅰ) 個 室	要 介 護 1	788 円／日	
		要 介 護 2	863 円／日	
		要 介 護 3	928 円／日	
		要 介 護 4	985 円／日	
		要 介 護 5	1,040 円／日	
	(Ⅱ) 二 人 室 ・ 四 人 室	要 介 護 1	871 円／日	
		要 介 護 2	947 円／日	
		要 介 護 3	1,014 円／日	
		要 介 護 4	1,072 円／日	
		要 介 護 5	1,125 円／日	
	在 宅 復 帰 ・ 在 宅 療 養 支 援 機 能 加 算 (Ⅱ)		51 円／日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が 70 以上の場合
	サービス提供体制加算(Ⅰ)		22 円／日	介護福祉士を 80%以上配置または 勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%
	サービス提供体制加算(Ⅱ)		18 円／日	介護福祉士を 60%以上配置
	サービス提供体制加算(Ⅲ)		6 円／日	介護福祉士を 50%以上配置または 常勤職員 75%以上または勤続 7 年以 上の職員 30%配置
	短期集中リハビリテーション 実 施 加 算 (Ⅰ)		入所 3 ヶ月以内 258 円／日	週 3 日以上集中リハビリを実施し、 評価結果を厚生労働省へ提出し、見 直しをおこなっている場合。
短期集中リハビリテーション 実 施 加 算 (Ⅱ)		入所 3 ヶ月以内 200 円／日	週 3 日以上集中リハビリを実施し た場合	
外 泊 時 費 用		362 円／日	外泊をした場合、外泊初日と最終日 を除いて、基本料金に代えて算定 (月 6 日まで)	
初 期 加 算 (Ⅰ)		60 円／日	入院後 30 日以内に要件を満たした 病院から退院し入所した場合の 入所から 30 日間算定	

初 期 加 算 (Ⅱ)	30 円／日	入所から 30 日間
入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)	450 円／回	入所前 30 日以内又は入所後 7 日以内に訪問し、施設サービス計画の策定及び診療方針を決定した場合
入所前後訪問指導加算 (Ⅱ)	480 円／回	上記に加え、生活機能の具体的な改善目標を定め、退所後の生活に係る支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	400 円／回	入所後 1 月を超えて試行的に退所する時に退所後の療養上の指導を行った場合 (3 月間限り月 1 回)
退所時情報提供加算 (Ⅰ)	500 円／回	居宅へ退所時に利用者の主治医に対して診療情報を提供した場合
退所時情報提供加算 (Ⅱ)	250 円／回	医療機関へ退所時に利用者の主治医に対して診療情報を提供した場合
入退所前連携加算 (Ⅰ)	600 円／回	入所予定日前 30 日以内又は入所後 30 日以内に、入所者が退所後に利用を希望する居宅介護支援事業者と連携し退所後の居宅サービスの利用方針を定める
入退所前連携加算 (Ⅱ)	400 円／回	入所者の入所期間が 1 月を超え、入所者が退所し、居宅サービス等を利用する場合、入所者の退所に先立って入所者が利用を希望する居宅介護支援事業者に対し診療状況を示す文書を添えて居宅サービス等に必要な情報を提供し居宅と連携して退所後のサービスの調整を行う
所定疾患施設療養費 (Ⅱ)	480 円／日	肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について治療した場合。及び医師が感染症対策に関する研修を受けている場合
認知症チームケア推進加算 (Ⅰ)	150 円／月	入所者のうち、認知症の占める割合が 2 分の 1 以上で、認知症介護に係る専門的な研修修了者を配置し、評価を計画的に行い、チームケアを実施していること。かつ認知症介護の指導に係る専門的な研修修了者を配置している場合
認知症チームケア推進加算 (Ⅱ)	120 円／月	入所者のうち、認知症の占める割合が 2 分の 1 以上で、認知症介護に係る専門的な研修修了者を配置し、評価を計画的に行い、チームケアを実施している場合

認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円／日	医師が、認知症の行動・心理状態が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合に 7 日を限度に算定
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53 円／日	入居者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用している。口腔衛生管理加算(Ⅱ)及び栄養マネジメント強化加算を算定していること。
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33 円／円	入居者ごとのリハビリテーション実施計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出し、必要な情報を活用している
自立支援促進加算	300 円／月	医学的評価の結果、支援計画に従ったケアを実施し、定期的に見直し、厚生労働省へ情報提供を行う
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40 円／月	①利用者ごとの ADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況と等に基本的な情報を厚生労働省へ提出。必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービス提供に当たり①に規定する情報その他サービスを適正かつ有効に提供するために必要な情報を活用
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60 円／月	(Ⅰ)に加え、入所者の疾病等情報を厚生労働省へ提出
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10 円／月	感染症法に規定する協力医療機関と感染症発生時等に連携して対応すること。かつ指定の感染対策研修に参加すること
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5 円／月	診療報酬における感染症対策向上加算に係る届出を行った医療機関から定期的に感染制御等に係る実施指導を受けていること
新興感染症等施設療養費	240 円／日	入所者が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、介護サービスを行った場合
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 円／月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の要件を満たし、成果が確認できることとデータの提供
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 円／月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の要件を満たした場合

かかりつけ医連携 薬 剤 調 整 加 算(Ⅰ)イ	140 円／回	入所前の主治医と連携して薬剤を 評価・調整した場合
かかりつけ医連携 薬 剤 調 整 加 算(Ⅰ)ロ	70 円／回	施設において薬剤を評価・調整した 場合
かかりつけ医連携 薬 剤 調 整 加 算(Ⅱ)	240 円／回	(Ⅰ)を算定し、入所者の服薬情報等 を厚生労働省に提出した場合
かかりつけ医連携 薬 剤 調 整 加 算(Ⅲ)	100 円／回	(Ⅱ)を算定し、退所時に入所時と比 べて１種類以上減薬となった場合
排 泄 支 援 加 算(Ⅰ)	10 円／月	多職種が協働して排泄支援計画を 作成し、計画に基づいて支援し計画 の評価、見直しを行う。
排 泄 支 援 加 算(Ⅱ)	15 円／月	(Ⅰ)の要件を満たし、入所時と比べ 排尿・排便の一方が改善し悪化が無 い場合。又はおむつ使用から使用な しに改善した場合。尿道カテーテル が抜去された場合
排 泄 支 援 加 算(Ⅲ)	20 円／月	(Ⅰ)の要件を満たし、入所時と比べ 排尿・排便の一方が改善し悪化が無 い場合。かつ、おむつ使用から使用 なしに改善した場合。尿道カテーテ ルが抜去された場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3 円／月	褥瘡発生リスクについて定期的に 評価し、その結果に基づき計画的に 管理した場合に算定
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13 円／月	(Ⅰ)の要件を満たし、入所時の評価 が褥瘡発生するリスクがあるとされ た入所者が褥瘡の発生がなかった 場合
訪 問 看 護 指 示 加 算	300 円／回	退所時に指定訪問看護ステーショ ンに訪問看護指示書を交付した場 合
協力医療機関連携加算(Ⅰ) R7年度から	50 円／月	要件を満たす協力医療機関との間 で、入所者等の同意を得て、病歴等 の情報を共有する会議を定期的に 開催している場合
外 泊 時 在 宅 サービス利用費用	800 円／日	外泊時に当該在宅サービスを使用 した場合。１月に６日限度
栄養マネジメント強化加算	11 円／日	管理栄養士が多職種連携し、個別の 栄養ケア計画を作成し、実施。情 報を厚生労働省へ提出した場合
退所時栄養情報連携加算	70 円／回	管理栄養士が退所先の医療機関等 に対して、当該者の栄養管理に関 する情報を提供した場合

再入所時栄養連携加算	200 円／回	医療機関から再入所にあつたて特別食等を提供する必要がある場合
経 口 移 行 加 算	28 円／日	経口移行計画に従い、管理栄養士、言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合
経 口 維 持 加 算（Ⅰ）	400 円／月	多職種が共同して経口維持計画を作成し、管理栄養士が栄養管理した場合
経 口 維 持 加 算（Ⅱ）	100 円／月	上記に医師、歯科衛生士、言語聴覚士が加わった場合上記に加えて算定
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	90 円／月	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを月 2 回以上行うこと。歯科衛生士が介護職員へ指導を行い相談等に対応すること。
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	110 円／月	上記に加え、計画の内容を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合。
療 養 食 加 算	6 円／回	医師が発行する食事箋に基づき適切な内容の療養食を提供した場合
緊 急 時 治 療 管 理	518 円／日	利用者の病状が著しく変化した時に、緊急的な治療管理としての薬検査、注射、処置等を行った場合、月 1 回、3 日を限度に加算
安全対策体制加算	20 円 (入所時に 1 回)	施設内に安全対策部門が設置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合。
特 定 治 療		老人保健法で定められている医療行為を行った場合に要する費用の額を算定
ターミナルケア加算	死亡日 45 日前～31 日前 72 円／日 死亡日 30 日前～4 日前 160 円／日 死亡日前々日、前日 910 円／日 死亡日 1,900 円／日	医師が必要を認め、入所者、家族の同意を得て、入所者のターミナルケアに係る計画を作成し、ケアが行われた場合
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） (支給限度額管理の対象外)	所定単位数に 7.5%を乗じた単位数	

I-2 居住費・食費

対 象 者		区 分	居 住 費		食 費 朝 500 円 昼 650 円 夕 650 円
			個 室	二人部屋 四人部屋	
生 活 保 護 受 給 者		利用者負担 第 1 段階	550 円/日	0 円/日	300 円
市町村民税非課税者 世帯全員が	老齢福祉年金受給者				
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	利用者負担 第 2 段階	550 円/日	430 円/日	390 円
	①利用者負担第 2 段階以外の方(年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の方など)	利用者負担 第 3 段階	1,370 円/日	430 円/日	650 円
	②年金収入等 120 万円超(第 3 段階②)				1,360 円
上 記 以 外 の 方		利用者負担 第 4 段階	1,728 円/日	437 円/日	1,800 円

I-3 その他の費用

注 ★印は、消費税が課税されるもの。

料 金 の 種 類	金 額	内 容 等
日 用 生 活 品 費	100 円/日	石鹸、シャンプー、バスタオル、おしぼりなど日常生活に消耗する物品費
教 養 娛 楽 費	100 円/日	折り紙、粘土、色鉛筆など教養・娯楽活動のための材料費
理 美 容 代	実 費	
★電 気 代	50 円/日 (消費税込み)	利用者が特別に持ち込む電気製品 1 品についての電気料金
健 康 管 理 費	実 費	予防接種に係る費用等
死 後 の 処 置 代	実 費	施設で看取り、死後の処置をさせていただいた時の費用
★文 書 料	生命保険用診断書 組合員 2,830 円 非組合員 3,150 円	(消費税込み)
	一般診断書 組合員 1,890 円 非組合員 2,100 円	
	一般証明書 I 組合員 940 円 非組合員 1,050 円	

	一般証明書Ⅱ 組合員 470 円 非組合員 525 円	
請求手数料	組合員 無料 非組合員 78 円/件	(消費税込み)

Ⅱ 短期入所療養介護を利用する場合

Ⅱ—1 介護老人保健施設短期入所療養介護費（2割負担の方は下記料金の2倍・3割負担の方は下記料金の3倍）

区 分	項 目		金 額	備 考
基 本 料 金	(Ⅰ) 個 室	要 介 護 1	819 円／日	
		要 介 護 2	893 円／日	
		要 介 護 3	958 円／日	
		要 介 護 4	1,017 円／日	
		要 介 護 5	1,074 円／日	
	(Ⅱ) 二 人 室 ・ 四 人 室	要 介 護 1	902 円／日	
		要 介 護 2	979 円／日	
		要 介 護 3	1,044 円／日	
		要 介 護 4	1,102 円／日	
		要 介 護 5	1,161 円／日	
各 種	在 宅 復 帰・在 宅 療 養 支 援 機 能 加 算 (Ⅱ)		51 円／日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が 70 以上の場合
	サービス提供体制加算 (Ⅰ)		22 円／日	介護福祉士を 80%以上配置または 勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%
	サービス提供体制加算 (Ⅱ)		18 円／日	介護福祉士を 60%以上配置
	サービス提供体制加算 (Ⅲ)		6 円／日	介護福祉士を 50%以上配置または 常勤職員 75%以上または勤続 7 年以 上の職員 30%配置
	個別リハビリテーション 実施加算		240 円／日	多職種で共同して計画を作成し、個 別リハビリテーションを実施した 場合
	認知症ケア加算		76 円／日	認知症専門棟において処遇を受け ることが適当であると医師が医 師が認めた利用者に対し算定

加 算	認知症行動・心理症状緊急対応 加算	200 円／日	医師が、認知症の行動・心理状態が 認められるため、在宅での生活が 困難であり、緊急に入所すること が適当であると判断した場合に 7 日を限度に算定
	送 迎 加 算（片道）	184 円／回	送迎が必要と認められる利用者に 対して、居宅と施設間の送迎を行 った場合
	療 養 食 加 算	8 円／回	医師が発行する食事箋に基づき適 切な内容の療養食を提供した場合
	緊急時治療管理	518 円／日	利用者の病状が著しく変化した時 に、緊急的な治療管理としての薬検 査、注射、処置等を行った場合、月 1 回、3 日を限度に加算
	特 定 治 療		老人保健法で定められている医療 を行った場合に要する費用の額を 算定
	重度療養管理加算	120 円／日	要介護 4 又は 5 であって、厚生労働大臣 が定める状態である者を受け入れた場合
	緊急短期入所受入加算	90 円／日	利用者の状況や家族の事情等によ り介護支援専門員が必要と認めた 場合 7 日（家族の疾病等やむを得な い事情がある場合は 14 日）
	生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円／月	利用者の安全並びに介護サービス の質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策の要件を満たし、成果が 確認できることとデータの提供
	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円／月	利用者の安全並びに介護サービス の質の確保及び職員の負担軽減に 資する方策の要件を満たした場合
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （支給限度額管理の対象外）	所定単位数に 7.5%を乗じた単位数	

Ⅱ－２ 滞在費・食費

対 象 者		区 分	滞 在 費		食 費 朝 500 円 昼 650 円 夕 650 円
			個 室	二人部屋 四人部屋	
生活保護受給者		利用者負担 第 1 段階	550 円/日	0 円/日	300 円
市町村民税非課税者 世帯全員が	老齢福祉年金受給者	利用者負担 第 1 段階	550 円/日	0 円/日	300 円
	課税年金収入額と合計所得金額の 合計が 80 万円以下の方	利用者負担 第 2 段階	550 円/日	430 円/日	600 円
	①利用者負担第 2 段階以外の方 (年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の方など)	利用者負担 第 3 段階	1,370 円/日	430 円/日	1,000 円
	②年金収入等 120 万円超(第 3 段階②)				1,300 円
上 記 以 外 の 方		利用者負担 第 4 段階	1,728 円/日	437 円/日	1,800 円

Ⅱ－３ その他の費用

注 ★印は、消費税が課税されるもの。

料 金 の 種 類	金 額	内 容 等
日 用 生 活 品 費	100 円/日	石鹸、シャンプー、バスタオル、おしぼりなど 日常生活に消耗する物品費
教 養 娛 楽 費	100 円/日	折り紙、粘土、色鉛筆など教養・娯楽活動のた めの材料費
理 美 容 代	実 費	
★電 気 代	50 円/日 (消費税込み)	利用者が特別に持ち込む電気製品 1 品について の電気料金
健 康 管 理 費	実 費	予防接種に係る費用等
★文 書 料	生命保険用診断書 組合員 2,830 円 非組合員 3,150 円 一般診断書 組合員 1,890 円 非組合員 2,100 円 一般証明書Ⅰ 組合員 940 円 非組合員 1,050 円 一般証明書Ⅱ 組合員 470 円 非組合員 525 円	(消費税込み)
請求手数料	組合員 無料 非組合員 78 円/件	(消費税込み)

Ⅲ 通所リハビリテーションを利用する場合

Ⅲ―１ 通所リハビリテーション費（２割負担の方は下記料金の２倍・３割負担の方は下記料金の３倍）

区 分	項 目	所要時間 １時間以上 ２時間未満	所要時間 ２時間以上 ３時間未満	所要時間 ３時間以上 ４時間未満	所要時間 ４時間以上 ５時間未満
基 本 料 金	要 介 護 １	357 円／回	372 円／回	470 円／回	525 円／回
	要 介 護 ２	388 円／回	427 円／回	547 円／回	611 円／回
	要 介 護 ３	415 円／回	482 円／回	623 円／回	696 円／回
	要 介 護 ４	445 円／回	536 円／回	719 円／回	805 円／回
	要 介 護 ５	475 円／回	591 円／回	816 円／回	912 円／回

区 分	項 目	所要時間 ５時間以上 ６時間未満	所要時間 ６時間以上 ７時間未満		
基 本 料 金	要 介 護 １	584 円／回	675 円／回		
	要 介 護 ２	692 円／回	802 円／回		
	要 介 護 ３	800 円／回	926 円／回		
	要 介 護 ４	929 円／回	1,077 円／回		
	要 介 護 ５	1,053 円／回	1,224 円／回		

※「中山間地域等」に該当する方は５％の加算となる場合があります。

区分	項 目	金 額	備 考
各 種	サービス提供体制加算（Ⅰ）	22 円／日	介護福祉士を 70％以上配置または 勤続 10 年以上の介護福祉士が 25％
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	18 円／日	介護福祉士を 50％以上配置
	サービス提供体制加算（Ⅲ）	6 円／日	介護福祉士を 40％以上配置または 勤続 7 年以上の職員 30％以上配置
	入 浴 介 助 加 算（Ⅰ）	40 円／日	入浴中の利用者の観察を含む介助 を行った場合加算

加 算	入浴介助加算(Ⅱ)	60 円／日	自宅において入浴ができるよう利用者の身体状況や、医師、理学療法士、作業療法士等が訪問により入浴計画を作成し個別の入浴介助を行い評価した場合
	科学的介護推進体制加算	40 円／月	①利用者ごとの ADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他心身の状況と等に基本的な情報を厚生労働省に提出。必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、サービス提供に当たり①に規定する情報その他サービスを適正かつ有効に提供するために必要な情報を活用
	リハビリテーション マネジメント加算(ロ)	6 月以内 593 円／月 6 月超 273 円／月	リハビリテーション会議を定期的 に開催する等、リハビリテーショ ンを継続的に実施し、必要な情報 を厚生労働省に提出し、その情報 を活用している場合
	リハビリテーション マネジメント加算(ハ)	6 月以内 793 円／月 6 月超 473 円／月	(ロ)の要件に加え、リハビリテー ション・口腔・栄養のアセスメン トを実施し、情報を一体的に共有 している場合
	短期集中個別 リハビリテーション実施加算	110 円／日	退院又は認定日から 3 か月以内の 期間に個別リハビリテーションを 集中的に行った場合
	認知症短期集中リハビリ テーション実施加算(Ⅰ)	240 円／日	認知症でリハビリによって生活機 能の改善が見込まれると判断され た者に週 2 日の集中的なりハビリ テーションを個別に行った場合
	認知症短期集中リハビリ テーション実施加算(Ⅱ)	1,920 円／月	月に 4 回以上のリハビリテーショ ンの実施。リハビリマネジメント 加算 A・B の算定が前提
	生活行為向上 リハビリテーション実施加算	6 月以内 1,250 円／月	生活行為内容の充実を図るための リハビリテーションを計画的に行 い、能力の向上を支援した場合 リハマネ加算 A・B の算定が前提
	栄養改善加算	200 円／回	栄養改善サービス提供に当たって、 必要に応じ居宅を訪問した場合
	栄養アセスメント加算	50 円／月	利用者ごとに管理栄養士等が多職 種と共同して栄養アセスメント を実施。利用者ごとの栄養状態等 の情報を厚生労働省に提出。必要 な情報を活用。
	口腔・栄養スクリーニング 加算(Ⅰ)	20 円／回	開始時及び 6 か月ごとに口腔の健康 状態及び栄養状態の 確認と介護支援専門員への情報提 供。

	口腔・栄養スクリーニング 加算(Ⅱ)	5 円／回	栄養改善加算や口腔機能向上加算 を算定している場合口腔の健康 状態と栄養状態のいずれかの確 認と介護支援専門員への情報提 供
	口腔機能向上加算(Ⅱ)イ	155 円／回	口腔機能向上加算(Ⅰ)に加え、計 画等の情報を厚生労働省に提出 し、必要な情報を活用した場合 で、リハビリテーションマネジメ ント加算(ハ)を算定している
	口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ	160 円／回	口腔機能向上加算(Ⅰ)に加え、計 画等の情報を厚生労働省に提出 し、必要な情報を活用した場合 で、リハビリテーションマネジメ ント加算(ハ)を算定していない
	送迎実施しない場合の減算	－47 円／片道	送迎を行わない場合、基本料金から 片道 47 円を減算する。
	重度療養管理加算	100 円／日	要介護 3、4 又は 5 であって厚生大 臣が定める状態である者に対して、 医学的管理のもと、通所リハビリテ ーションを行った場合
	退院時共同指導加算	600 円／回	病院などの医療機関から退院する にあたり、通所リハビリ事業所の医 師、または理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士が、退院前カンファレン スに参加し、退院時共同指導を行っ た後に、該当者に対する初回の通所 リハビリを行った場合
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (支給限度額管理の対象外)	所定単位数に、8.6%を乗じた金額	

Ⅲ―2 その他の費用

注 ★印は、消費税が課税されるもの。

料 金 の 種 類	金 額	内 容 等
食 費	650 円／食	昼食代（おやつ代含む）
日 用 生 活 品 費	50 円／日	石鹸、シャンプー、バスタオル、おしぼりなど日常生活に消耗する物品費
教 養 娛 楽 費	100 円／日	折り紙、粘土、色鉛筆など教養・娯楽活動のための材料費
お む つ 代	紙おむつL 150 円／枚 紙おむつM 130 円／枚 リハパンツ 130 円／枚	処理費を含む。
お む つ 処 理 代	30 円／枚	持ち込みおむつ、リハパンツの処理費
尿 取 り パ ッ ト 代	20 円／枚	処理費含む。
尿取りパット処理代	5 円／枚	持ち込み尿取りパットの処理費
健 康 管 理 費	実 費	予防接種に係る費用等
★文 書 料	生命保険用診断書 組合員 2,830 円 非組合員 3,150 円	(消費税込み)
	一般診断書 組合員 1,890 円 非組合員 2,100 円	
	一般証明書Ⅰ 組合員 940 円 非組合員 1,050 円	
	一般証明書Ⅱ 組合員 470 円 非組合員 525 円	
請求手数料	組合員 無料 非組合員 78 円/件	(消費税込み)

Ⅳ 予防短期入所療養介護を利用する場合

Ⅳ―1 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費（２割負担の方は下記料金の２倍・３割負担の方は下記料金の３倍）

区 分	項 目		金 額	備 考
基本料金	(Ⅰ) 個室	要 支 援 1	632 円／日	
		要 支 援 2	778 円／日	
	(Ⅱ) 多床室	要 支 援 1	672 円／日	
		要 支 援 2	834 円／日	
各種加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)		51 円／日	在宅復帰・在宅療養支援等指標が 70 以上の場合
	サービス提供体制加算(Ⅰ)		22 円／日	介護福祉士を 80%以上配置または勤続 10 年以上の介護福祉士が 35%
	サービス提供体制加算(Ⅱ)		18 円／日	介護福祉士を 60%以上配置
	サービス提供体制加算(Ⅲ)		6 円／日	介護福祉士を 50%以上配置または常勤職員 75%以上または勤続 7 年以上の職員 30%配置
	個別リハビリテーション実施加算		240 円／日	理学療法士等が 1 日 20 分以上の個別リハビリテーションを行った場合
	送 迎 加 算(片道)		184 円／回	送迎が必要と認められる利用者に対して、その居宅と施設との間の送迎を行った場合
	療 養 食 加 算		8 円／回	医師の発行する食事箋に基づいた栄養量及び内容の療養食を提供した場合
	緊急時治療管理		518 円／日	入所者(利用者)の病状が著しく変化した時に、緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等をおこなった場合、月 1 回、3 日を限度に加算
	特 定 治 療			老人保健法で定められている医療を行った場合に要する費用の額を算定
	認知症行動・心理症状緊急対応加算		200 円／日	医師が、認知症の行動・心理状態が認められるため、在宅での生活が困難であり、緊急に入所することが適当であると判断した場合に 7 日を限度に算定
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		100 円／月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の要件を満たし、成果が確認できることとデータの提供	

	生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円／月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策の要件を満たした場合
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （支給限度額管理の対象外）	所定単位数に、7.5%を乗じた金額	

Ⅳ－２ 滞在費・食費

対 象 者		区 分	滞 在 費		食 費 朝 500 円 昼 650 円 夕 650 円
			個 室	二人部屋 四人部屋	
生活保護受給者		利用者負担 第 1 段階	550 円/日	0 円/日	300 円
世帯 全員が 市町村 民税非 課税者	高齢福祉年金受給者	利用者負担 第 1 段階	550 円/日	0 円/日	300 円
	課税年金収入額と合計所得金額の合計が 80 万以下の方	利用者負担 第 2 段階	550 円/日	430 円/日	600 円
	①利用者負担第 2 段階以外の方 （年金収入等が 80 万円超 120 万円以下の方など）	利用者負担 第 3 段階	1,370 円/日	430 円/日	1,000 円
	②年金収入等 120 万円超（第 3 段階②）				1,300 円
上 記 以 外 の 方		利用者負担 第 4 段階	1,728 円/日	437 円/日	1,800 円

Ⅳ－３ その他の費用

注 ★印は、消費税が課税されるもの。

料 金 の 種 類	金 額	内 容 等
日 用 生 活 品 費	100 円／日	石鹸、シャンプー、バスタオル、おしぼりなど日常生活に消耗する物品費
教 養 娛 楽 費	100 円／日	折り紙、粘土、色鉛筆など教養・娯楽活動のための材料費
理 美 容 代	実 費	
★電 気 代	50 円／日 （消費税込み）	利用者が特別に持ち込む電気製品 1 品についての電気料金
健 康 管 理 費	実 費	予防接種に係る費用等
★文 書 料	生命保険用診断書 組合員 2,830 円 非組合員 3,150 円	（消費税込み）
	一般診断書 組合員 1,890 円 非組合員 2,100 円	
	一般証明書 I 組合員 940 円 非組合員 1,050 円	

	一般証明書Ⅱ 組合員 470 円 非組合員 525 円	
請求手数料	組合員 無料 非組合員 78 円/件	(消費税込み)

V 予防通所リハビリテーションを利用する場合

V—1 介護予防通所リハビリテーション費（2割負担の方は下記料金の2倍・3割負担の方は下記料金の3倍）

区 分	項 目	金 額	備 考
基本料金	要 支 援 1	2,268 円／月	
	要 支 援 2	4,228 円／月	
	要支援1（減算）	-120 円／月	利用開始後 12 ヶ月を超えた場合、 1 月につき所定の金額を減算する。
	要支援2（減算）	-240 円／月	

☆「中山間地域等」に該当する方は5%の加算となる場合があります。

区 分	項 目	金 額	備 考
各種加算	サービス提供体制加算（Ⅰ）	要支援1 88 円／月	介護福祉士を 70%以上配置または 勤続 10 年以上の介護福祉士が 25% 以上
		要支援2 176 円／月	
	サービス提供体制加算（Ⅱ）	要支援1 72 円／月	介護福祉士を 50%以上配置
		要支援2 144 円／月	
	サービス提供体制加算（Ⅲ）	要支援1 24 円／月	介護福祉士を 40%以上配置または 勤続 7 年以上の職員 30%以上配置
		要支援2 48 円／月	
	科学的介護推進体制加算	400 円／月	①利用者ごとの ADL、栄養状態、口 腔機能、認知症の状況、その他心 身の状況と等に基本的な情報を 厚生労働上に提出。必要に応じて 施設サービス計画を見直すなど、 サービス提供に当たり①に規定 する情報その他サービスを適正 かつ有効に提供するために必要 な情報を活用。

	栄 養 改 善 加 算	200 円／月	低栄養状態の改善を目的として、 個別的に実施される栄養食事相談 等の栄養管理行い、必要に応じて居 宅を訪問する加算
	栄養アセスメント加算	50 円／月	利用者ごとに管理栄養士が多職種 と共同して栄養アセスメントを 実施。利用者ごとの栄養状態等の 情報を厚生労働省に提出。必要な 情報を活用。
	口腔機能向上加算(Ⅱ)	160 円／月	上記の算定に加え、計画等の情報を 厚生労働省に提出し、必要な情報 を活用した場合

項 目	金 額
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (支給限度額管理の対象外)	所定単位数に、8.6%を乗じた金額

V—2 その他の費用

注 ★印は、消費税が課税されるもの。

料 金 の 種 類	金 額	内 容 等
食 費	650 円／食	昼食代（おやつ代含む）
日 用 生 活 品 費	50 円／日	石鹸、シャンプー、バスタオル、おしぼりな ど日常生活に消耗する物品費
教 養 娯 楽 費	100 円／日	折り紙、粘土、色鉛筆など教養・娯楽活動の ための材料費
お む つ 代	紙おむつL 150 円／枚 紙おむつM 130 円／枚 リハパンツ 130 円／枚	処理費を含む。
お む つ 処 理 代	30 円／枚	持ち込みおむつ、リハパンツの処理費
尿 取 り パ ッ ト 代	20 円／枚	処理費含む
尿取りパット処理代	5 円／枚	持ち込み尿取りパットの処理費
健 康 管 理 費	実 費	予防接種に係る費用等
★文 書 料	生命保険用診断書 組合員 2,830 円 非組合員 3,150 円	(消費税込み)
	一般診断書 組合員 1,890 円 非組合員 2,100 円	

	一般証明書Ⅰ 組合員 940 円 非組合員 1,050 円	
	一般証明書Ⅱ 組合員 470 円 非組合員 525 円	
請求手数料	組合員 無料 非組合員 78 円/件	(消費税込み)

重 要 事 項 説 明 確 認 書

令和 年 月 日

サービス提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 群馬県沼田市東原新町 1861 番地 1

名 称 利根保健生活協同組合 理事長 大塚 隆幸 印

説明者 氏名 印

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明を受け、同意のうえ交付を受けました。

交付日 令和 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

(代理人) 住所

(代筆者) 氏名 印
(続柄) ()